

「安保小論・国を守る」6 自衛官の「覚悟」に

応えよ

安全保障研究委員長

火箱 芳文 陸自74

安倍政権は2015年、安全保障関連法を成立させた。これによって、国連平和維持活動（PKO）に関して「安全確保業務」「駆けつけ警護」などの新たな任務が付与され、わが国も「任務遂行型」の武器使用権限が認められるようになった。

大きな一歩だが、国連の「任務遂行型」は相手に対する先制危害射撃が可能なのに対し、自衛隊は「正当防衛」「緊急避難」を除いて、危害射撃も警告なしの致命射撃も認められていない。ここに本質的な違いがある。

ところで、この「駆けつけ警護」という言葉は法律的な用語でもなく、正確な定義がない。法律をつくる際に生み出された「独特な言葉」である。「駆けつけ警護」とは、自衛隊が海外で勤務している国連職員やPKO部隊から救援を求められた場合、武器を使用して救援に向かうことだ。わが国独特の用語「頼まれ警護」の方がわかりやすいかもしれない。

だが、安全保障関連法で国際平和協力法（PKO法）が改正される前まで

は、「駆けつけ警護」の行動は憲法が禁じる「武力行使」に当たるとされ、国連から求められてもしてはいけないとされていた。

PKOに派遣された自衛官は第三者から救援を求められた場合、それを拒否することは心情的にはあり得ない選択であるが、国の制約として断らざるを得ない状況が続いてきた。これが派遣される部隊長の悩みであった。

これまでのPKO派遣では、カンボジアPKOにおける選挙監視要員の安全確保、ゴラン高原PKOでの他国の軍事要員の防護や東ティモールPKOの保護を求めてきた文民の保護など、派遣された自衛官は、法律の解釈を工夫しながら対応してきた。

このような活動を経験し、悩みながら任務を遂行してきた自衛隊の意見を聞き入れ、国としてそれに応えたのが、「駆けつけ警護」や「安全確保業務」なのだ。このことは、PKOの任務を遂行する上での業務の拡充、前進であり評価する。

だが、法改正された後も武器使用が国連標準でないのはいかなものか。

これは「安全確保業務」（住民に対する危害防止、抑止、監視、駐留、巡回、検問、警護）についても言える。

国連の活動では、「駆けつけ警護」「安全確保業務」は本来、歩兵部隊

（自衛隊では普通科部隊）が担う任務だ。一方、これまで日本はPKOには、主に輸送隊や施設隊を派遣してきた。

南スーダン派遣施設隊は派遣以来、道路や橋梁（きょうりょう）の維持補修、それに伴う輸送などの限定した任務を行ってきた。その部隊に「駆けつけ警護」の任務を付与されたからといって、施設整備という本来の任務は変わらず、あくまでも緊急かつ一時的な任務に過ぎない。

今回、南スーダンへ第11次施設科部隊を派遣する際、「駆けつけ警護」任務を付与するための議論が国会で行われた。国会での議論は国連PKOの運用原則や実情と大きく乖離（かいり）しており、違和感があった。

論争では、政府は首都ジュバで起きた「戦闘」と主張し、「PKO参加5原則」の崩壊の有無で双方の議論はかみ合わなかった。自衛隊員の任務とリスクという最も大事な認識で大きなズレが生じていたのだ。

そもそも、PKOの派遣地域がまったく平穏で安全な地域ならば、自衛隊が行く必要はない。見た目は平穏でも、危険な事態が発生する可能性があるから、各国は軍隊を派遣しているのだ。第2代国連事務総長ダグ・ハマーシヨルドの言葉、「PKOは軍人の仕

事ではない。だが、軍人以外、誰もできる仕事ではない」を思い出して頂きたい。

国連と認識を共有するためにも「PKO参加5原則」「武器使用基準」の更なる見直しは必要不可欠だ。

自衛官は、PKOに限らず、常に「現場で何が起きるか分からない」という「覚悟」を持って任務を遂行している。不安定な外国の地であれば尚更である。

だからこそ、政府は国民にPKO活動には高いリスクが伴うことを正面からきちんと説明すべきだし、国民にはこのことを理解していただきたい。また野党は自衛官のリスクを盾にPKO派遣を政局にしないで頂きたい。

PKO活動は、わが国が国際社会の平和と安定に責任を果たすための最も有効な手段の一つであり、自衛隊にしかできない活動なのだ。

派遣される自衛官は、派遣先での活動が国家・国民のためになると信じて、如何なるリスクにも耐えうる「覚悟」をもってPKOに参加している。

政府と国民は危険を承知で、国家・国民のリスクを背負い、覚悟を決めてPKOに行く自衛官を尊信の念を持って見送り、彼らが任務を達成した暁には心からの慰労と感謝、そして榮譽を与えていただきたい。